

各障がい福祉サービス事業所等を運営する法人代表者様

松江市福祉部障がい者福祉課長

新型コロナウイルス感染症の陽性者又は濃厚接触者等  
が事業所で発生した場合の連絡について（周知）

新型コロナウイルス感染症について、各事業所等におかれましては、「感染対策マニュアル」及び「業務継続ガイドライン」に基づき対策していただいていることと存じますが、事業所等の利用者、従業員が陽性者又は濃厚接触者等となった場合の指定権者【松江市】への連絡については、下記の通りお願いいたします。

●松江市へ電話連絡する状況

- ・事業所等の従業員、利用者が陽性者又は濃厚接触者と認定された場合
- ・事業所等の従業員、利用者が体調不良等で医療機関の診察を受け、医師にPCR検査を受検することを指示された場合
- ・業務継続ガイドラインにおいては、「感染疑い事例」が発生した段階で指定権者に電話連絡するよう示されています。少なくとも上記の状況が確認された場合は必ず松江市へ電話連絡していただきますようお願いいたします。

●濃厚接触者等の情報共有について

- ・令和3年4月25日付通知「新型コロナウイルス感染症に係る情報提供について」をご確認いただき、現時点で希望されていない事業所におかれましては、再度ご検討いただきますようお願いいたします。
- ・本通知および令和3年4月25日付通知は松江市障がい者福祉課ホームページ【新型コロナウイルス関連通知】に掲載しています。

松江市福祉部障がい者福祉課  
給付・審査係

TEL：0852-55-5946

FAX：0852-55-5309